

団体貸出について

貸出しの際は、団体専用の利用カードが必要になりますので、専用の申込書に必要事項を記入してレファレンスカウンターにご提出ください。申込の際は下記の内容をご確認ください。（申込書は図書館にご用意しています）

利用カードの発行には1週間程度お時間がかかります。カードは発行手続きが済み次第、ご郵送いたします。

【団体貸出が行える団体について】

次の各号のいずれかに該当する団体で、資料の利用及び管理を適正に行うことができると認められる団体に対して図書の貸出しを行うことができます。

- (1) 町内に住所を有する**学校**（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定めるものをいう。）
- (2) 町内に住所を有する**病院及び福祉施設**
- (3) 町内において家庭、職場、地域等で主体的に**読書活動を行っている団体で構成員が概ね5人以上の団体**
- (4) 町内に住所を有する**公共機関若しくは当該公共機関の部署及び自治会その他町内の公共的団体**

【貸出冊数等】

○小、中学校・高等学校

種 類	数 量	期 間
図書	300冊	2か月以内
紙しばい	20セット	2か月以内
大型絵本	5冊	1ヶ月以内

○幼稚園、保育園

種 類	数 量	期 間
図書	100冊	1か月以内
紙しばい	20セット	1か月以内
大型絵本	3冊	2週間以内

○病院・福祉施設、読書活動団体、自治会、公共機関等、放課後児童クラブ

種 類	数 量	期 間
図書	50冊	1か月以内
紙しばい	10セット	1ヶ月以内
大型絵本	3冊	2週間以内

【注意】

視聴覚資料(CD・ビデオ・DVD)は、団体貸出できません。

裏面もご確認ください。

【返却について】

ブックポストへの返却はできません。

返却時に、本の冊数や破損状況等を確認させていただくため、ブックポストには入れずに、必ずカウンターまでお持ちください。

【その他の注意事項】

- ・図書館の資料は町民皆様の共有財産です。大切に取り扱いいただけるようお願いいたします。万一、紛失、破損・汚損等された場合は、図書館までご連絡ください。紛失、破損・汚損の状況によっては、弁償の対象となりますので、ご注意ください。
- ・団体貸出で貸し出された資料の貸出期間は、一般利用者に比べ長期になります。必ず返却期限内に返却してください。返却期限を2週間以上過ぎますと、貸出が制限されます。また、一般利用者からの予約等があった場合、図書館から連絡いたしますので、お早めにご返却くださるようご協力ください。
- ・原則として、貸出を受ける団体、機関で所蔵のない資料のみを貸出対象とさせていただきます。複本が必要な場合や、その他の事由により貸出が必要な場合は、図書館職員までご相談ください。
- ・一般の方が頻繁に利用される資料(季節の事柄・年間行事に関する本、最新版の旅行ガイドブック、図書館に受入れて1年未満の児童図書・絵本・紙芝居・一般図書、雑誌、郷土資料)や図書館に所蔵が少ないテーマの本など、状況に応じて貸出を制限させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ・団体貸出により図書館から貸し出された本を、さらに個人に貸し出すことは、「又貸し」になります。又貸しは「図書館の管理及び運営に関する規則」により禁止されておりますので、おやめください。

吉田町立図書館

〒421-0303

吉田町片岡404

電話 0548-33-3434

FAX 0548-33-2300